

[事案 29-269] 年金支払方法遡及変更請求

・平成 30 年 8 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

保険会社の案内不足により自身の希望に沿わない年金受取方法を選択したことを理由に、年金受取方法の遡及変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 4 月に契約した個人年金保険について、保険会社は年金請求書で年金種類および年金受取方法の組み合わせの選択肢を 2 つしか示さなかったが、他の年金種類への変更と年金受取方法の指定が可能であったため、年金受取方法を変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は契約時に年金種類および年金受取方法が指定されて成立しており、年金開始時には原則的な支払形態である第 1 回年金の請求手続について案内すれば足り、年金種類の変更についての案内は必須ではない。
- (2) 年金種類の変更と年金請求手続は本来別個の手続であり、一括受取の選択肢はお客様サービスの観点で案内しているに過ぎない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、年金請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。